

令和元年5月28日現在

機関番号：32690

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03254

研究課題名(和文) 最高裁判例の形成過程と裁判所機構 オーラル・ヒストリーの手法を通して

研究課題名(英文) Process of formation of Supreme Court cases and court organization

研究代表者

山田 隆司 (YAMADA, RYUJI)

創価大学・法学部・教授

研究者番号：70631159

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)： 紀要「創価法学」47巻3号に「名誉毀損の成否と『表現の自由』 最高裁判所の判断に変化の兆し」と題する論稿を公表することができた。また、最高裁判例の形成に重要な役割を果たすと考えられる最高裁調査官の実態について文献などを調査し、論稿「最高裁調査官制度の内容」として『法学セミナー』2017年5月号に発表した。さらに、最高裁の憲法判例の形成過程について研究を進め、最高裁判例の形成に重要な役割を果たすと考えられる最高裁調査官の意義について調査し、論稿「最高裁調査官制度の再検討」にまとめ、紀要『創価法学』に発表した。(この他、次項で説明する元最高裁裁判官のオーラルヒストリーをまとめた書籍を出版した)

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、元最高裁裁判官にインタビューし、主として憲法判例における司法判断の形成過程を記録に残すとともに、最高裁判例の形成過程と裁判所機構の関係の一端を明らかにし、その分析を目的とする。オーラル・ヒストリーの手法を用い、元裁判官である福田博氏から、過去の公表資料では窺い知れない判断に至った過程や問題点などを聞き取り、新たな知見を一定程度得ることができた。その知見は、ミネルヴァ書房から『「一票の格差」違憲判断の真意』と題する書籍を出版し、公表した。司法制度の研究において有用な基礎資料となりうるはずである。

研究成果の概要(英文)： I published an article entitled "Defamation and Freedom of Expression--signs of change in the Supreme Court's decision" in "Soka hogaku".

In addition, I researched the reality of the Supreme Court Judicial Research Officials who are considered to play an important role in the formation of the Supreme Court case, and published an article entitled "Contents of the Supreme Court Judicial Research Official System" in "Hogaku Seminar".

In addition, I proceeded with research on the formation process of the Supreme Court's constitutional precedents, and researched the significance of the Supreme Court Judicial Research Officials. I published the article entitled "Reexamination of the Supreme Court Judicial Research Official System" in "Soka hogaku".

研究分野：憲法、メディア法

キーワード：最高裁判所 最高裁裁判官 判例形成過程 裁判所機構

## 1. 研究開始当初の背景

オーラル・ヒストリーは、個人や組織の経験をインタビューし、記録を作成して後世に伝える歴史資料としてだけでなく、意思決定のケース・スタディーとしても利用価値が高いとされている。社会科学分野におけるオーラル・ヒストリーは、主として政治学者ら（御厨貴・東京大学名誉教授のグループ）によってなされ、統治機構関係者への調査を蓄積し、政策決定過程の解明を目指してきたが、その対象は主に政治家や官僚にとどまっていた。衆議院事務局幹部を対象にした聞き取りで憲法学者らによる業績として、例えば今野彧男著・赤坂幸一、奈良岡聰智編著『国会運営の裏方たち』（信山社、2011年）、近藤誠治著・赤坂幸一、奈良岡聰智編著『立法過程と議事運営』（信山社、2011年）などが挙げられる。

こうした立法府関係者などからの聞き取りに対して、司法府関係者からの聞き取りは、けっして十分とは言えない。たしかに、元最高裁判官からの聞き取りが全くないわけではなく、これら数少ない聞き取り対象者の経験に関しては一定の内容が文字記録として残されている。元裁判官を対象とした業績として、御厨貴ほか編著『矢口洪一』（政策研究大学院大学、2004年）同『園部逸夫』（東京大学先端研、2006年。これは2013年に法律文化社から『園部逸夫オーラル・ヒストリー』として公刊された）が注目されている。しかし、他の分野と比べ、司法府関係者が手薄になっていた感は否定できない。

アメリカ連邦最高裁に関しては、『プレザリン』（TBSブリタニカ、1981年）が判決に至る判断過程を詳細に描出している。また、連邦最高裁の元裁判官らによる「回顧本」も少なからず出版され、司法判断の舞台裏を詳しく伝えている。翻って日本においては、一部の元最高裁判官が「回顧本」を公刊しているものの、自らの関与した判決内容や個別意見を列挙する程度であり、具体的な判決に至る判断過程を詳細に記述するものはほとんど見当たらない。新聞記者の著書として『最高裁の暗闘』（朝日新聞出版、2011年）などが複数の重要裁判の判断過程の一部を紹介しているが、学術的な検証に値する詳細な記述とは言い難い。

そこで、司法判断を形成した過程について研究者による詳細な聞き取りが重要となる、と本研究を着想した。本研究代表者は、既に平成24年度から、最高裁調査官も経験した元東京高裁判事の木谷明氏を対象にしたオーラル・ヒストリーの研究を実施している。2012年秋から2013年春にかけてインタビューを重ね、確認作業などを経て、2013年11月にも岩波書店から木谷氏のオーラル・ヒストリーが出版された。また、この聞き取りなどをもとに、最高裁の憲法判例の形成過程、とりわけ調査官の役割に関する研究を進めており、学術論文としてまとめ、所属大学の紀要に発表することにした。こうした経験・実績を活かして、本研究を加えると、今後さらに学術的に推進すべき重要な研究課題として、憲法判例における司法判断を形成した過程の解明が進むと思われる。

## 2. 研究の目的

本研究は、元最高裁判所裁判官にインタビューし、主として憲法判例における司法判断の形成過程を記録に残すとともに、最高裁判例の形成過程と裁判所機構の関係の一端を明らかにし、その分析を目的とする。

オーラル・ヒストリーの手法を用いることによって、最高裁判例の形成過程に関与し裁判所機構の重責を担った裁判官から、過去の公表資料では窺い知れない判断に至った過程や問題点などを聞き取り、新たな知見を得ることができると考えた。こうした知見は、司法制度の研究において有用な基礎資料となりうるはずである。

本研究代表者は、1985年4月から2012年3月まで27年間にわたり、読売新聞において記者職にあった者である。その傍ら、2005年に大阪大学大学院法学研究科博士後期課程に社会人入学して憲法の研究に取り組み、2008年に同課程を修了し、博士（法学）の学位を取得している。そうした言論界、学术界を通しても数少ない属性をもった研究者だからこそ、その経験を最大限に活かすことによって、学術研究一筋の研究者が取り組んだ場合よりも、インタビュー対象者から引き出せる情報の「質」と「量」を高めることができると考え、新たな事実を掘り起こすことにつとめた。

研究の学術的特色としては、以下の3点を計画段階で掲げた。

最高裁に関する歴史研究の資料として活用されることにとどまらず、憲法訴訟を研究する憲法学者らが、司法判断を研究する際の基礎資料となりうる。

憲法の条文を解釈する際に参照することが予想され、具体的な憲法裁判に関する司法部内部の見解の形成に役立つことが期待される。実際に訴訟にたずさわる裁判官や弁護士など実務家にとっても、有益な情報となるであろう。

当然のことながら、判決は、判文自体に理由と結論が示され、それ以外に、判決に至った道筋などが示されているわけではなく、判文から読み取ることも容易ではない。しかしながら、当該判決に対し、当時の社会的、経済的、政治的情勢などが影響していることは否定できない。当該判決を理解するうえで、こうした判決に至った諸事情を知ることが、一般市民にとっても極めて有用であると思われる。

### 3. 研究の方法

#### 【ターゲットとなる憲法判例】

元最高裁判所裁判官が関与した憲法判例のうち、以下の議員定数不均衡訴訟の5事件を軸とした。

最大判平成8年9月11日、

最大判平成10年9月2日、

最大判平成11年11月10日、

最大判平成12年9月6日、

最大判平成16年1月14日

#### 【準備段階】

ア) 関連文献の収集・読み込み

イ) 元最高裁判所裁判官の略歴調査

ウ) 入念な質問事項の検討・決定

エ) インタビュー日程の調整・検討等

#### 【インタビュー】

毎月1回を目途にインタビューを実施した。場所は、元最高裁判所裁判官がインタビュー当時所属した東京都内の弁護士事務所においてである。

#### 【インタビューの進め方】

オーラル・ヒストリーの分野で確立しているといいうる手法に従い、研究を進める。

まず、第1段階の「合意を得る」では、福田博氏に対し、本研究の趣旨を説明した上でインタビューに応じて頂くことを快諾して頂いた。福田氏は、当時、都内の弁護士事務所でも活動されていた。

次に、事前の準備作業として「質問表」を作成し、送付する(第2段階)。この段階では、当然のことながら、インタビュー対象者について詳細な事前調査が必要である。事件や判決内容について念密な分析も欠かせない。これらを基に質問事項を整理して質問表を作成し、事前に渡す。

そして、「オーラル・ヒストリーの実施」に入る(第3段階)。この段階では、本研究の最終的な目的である具体的な最高裁判決について性急に聞こうとするのではなく、生い立ちから始まり、裁判官になった理由や動機、裁判官として経てきた職歴、担当した事件などを詳細にインタビューした。そして、具体的な判決の形成過程について、たとえば、自らの判決の結論(民事事件であれば原告の請求を認めるか斥けるかなど)を直感的に抱いたのか、熟慮の末に形成したのか、その自らの結論に説得力を持たせるため、いかなる論拠の検討・調査をしたか、裁判官会議における他の裁判官の発言が自らの判断にどのような影響を及ぼしたか、新聞などを通じて把握した世論が判決の結論にどのような反応を示すと考えたか などについて、当時の判断を聞き取った。

その記録は、いわゆるテープ起こしし、紙媒体にプリントした上で、対象者に内容の確認を求めた。若干の修正を施し、テキストを完成させた。テキストは、小見出しを付けるなど読みやすくし、できるかぎり原文を生かし公表した。

### 4. 研究成果

当初の研究計画にもとづき、最高裁判所の元裁判官に対するオーラル・ヒストリーを実施し、その成果の一部を公刊することができた。元裁判官である福田博氏から、過去の公表資料では窺い知れない判断に至った過程や問題点などを聞き取り、新たな知見を一定程度得ることができた。その知見は、『「一票の格差」違憲判断の真意 福田博オーラル・ヒストリー』(ミネルヴァ書房)と題する書籍を出版し、公表した。今後、司法制度の研究において有用な基礎資料となりうるものと考えている。実際に、憲法学者による法律専門誌の論稿において、参照・引用などされはじめている。

もっとも、オーラル・ヒストリーのインタビュー対象者は、当初予定していた元最高裁判所裁判官ではなく、別の元最高裁判所裁判官（福田博氏）になったが、福田氏は、「一票の格差」について一貫して個別意見を執筆してきた元最高裁判所裁判官であり、この問題を中心とした最高裁判所の判例の形成過程の一部を記録に残すことができた。こうした判例の形成過程は、裁判官の守秘義務などから通常は公にされないものであるが、具体的な事件における他の裁判官とのやりとり、調査官との関係などを活字化することができ、最高裁判所の憲法判例の形成過程を研究するにあたって、基礎的な背景などを明らかにすることができた。

また、インタビューの日程なども当初の計画とは異なるものとなったが、大幅な前倒しであるので研究計画に不都合はないものと考えている（当初の計画では、27年度末までインタビューの準備、実施の予定であったが、27年度中にインタビューを終え、書籍として公刊した）。

28年度以降は、今回のオーラル・ヒストリーをもとにして、最高裁判所の憲法判例の形成過程について、公刊されている書籍や論文などの資料・文献を広く検索・調査し、分析を加えた。また、最高裁判例の形成に重要な役割を果たすと考えられる最高裁判所調査官の実態について文献などを調査し、論稿「最高裁調査官制度の内容」として法律専門誌『法学セミナー』2017年5月号に発表した。さらに、最高裁判所の憲法判例の形成過程について研究をさらに進め、最高裁判例の形成に重要な役割を果たすと考えられる最高裁判所調査官の意義について文献などを調査し、論稿「最高裁調査官制度の再検討 批判と反論、改革案を考える」にまとめ、所属大学の紀要『創価法学』47巻2号において発表した（2017年11月）。2017年度末に補助事業期間延長承認申請をしたところ、1年間の延長を認められ、関連テーマの研究に関して、2018年春発刊の『創価法学』に「名誉毀損の成否と『表現の自由』 最高裁判所の判断に変化の兆し」と題する論稿を公表することができた。

## 5. 主な発表論文等

主な発表論文等は、以下の雑誌論文3件および図書1件の合計4件である。

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ・「最高裁調査官制度の内容」法律専門誌『法学セミナー』2017年5月号
- ・「最高裁調査官制度の再検討 批判と反論、改革案を考える」本学紀要『創価法学』47巻2号
- ・「名誉毀損の成否と『表現の自由』 最高裁判所の判断に変化の兆し」本学紀要『創価法学』47巻3号

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1 件)

- ・「一票の格差」違憲判断の真意 福田博『オーラル・ヒストリー』ミネルヴァ書房、2016年

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。